

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>県が名古屋市栄に設置する「観光・食・モノ」情報発信拠点「GIFTS PREMIUM」（以下、「アンテナショップ」という。）の店舗を拠点に、BtoC及びBtoBを実施する他、新規輸送方法の検討及び、WEBやSNSを活用した生産状況の情報発信等を行うことで、中京圏に向けた県産農産物等の販路開拓を推進する。</p> <p>事業を効率的に実施するためには、岐阜県農業や主要農産物、6次産業化商品を熟知しているほか、観光やイベント実施に関する知識やノウハウが必要であり、アンテナショップの運営管理と一体的に行える民間事業者にする必要がある。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>岐阜県情報発信拠点運営事業共同体は、実店舗運営管理に係る契約『清流の国ぎふ「観光・食・モノ」情報発信拠点開設・運営事業委託業務』（期間R6～R8）の契約先である。なお、平成31年度からアンテナショップを運営し、年間売上が毎年増加するなど、円滑な運営ができています。また、共同体構成員にはイベントや流通に関するノウハウがあり、WEBサイトやSNS等による情報発信等にかかる知識も有しており、アンテナショップの運営管理と一体的に事業を進めることができます。</p> <p>上記の理由から、契約相手先は、岐阜県情報発信拠点運営事業共同体しかない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。